

## インスパイア国際特許事務所

### 〔特許制度基本情報－フィリピン〕

#### 〔特許要件〕

##### 1. 保護対象

発明は、「人間の活動の全ての分野における課題についての技術的解決」と定義されています(21条)。

##### 2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上の利用可能性を有するものでなければなりません(21条)。

##### 3. 新規性

発明は、新規なものでなければなりません(21条)。

発明が、当該発明の出願日又は優先日より前に、世界のいずれかの場所において公衆が利用可能となったものである場合には(インターネットでの公開を含む)、新規性がないと判断されます(23条、24条1項、規則203、規則204(a))。

##### 4. 拡大された先願の地位

当該発明の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を持つ特許出願、実用新案登録、又は意匠登録であって、特許法の規定にしたがって公開された出願又は登録に記載された場合にも、新規性がないものとなり特許を受けることができません。ただし、出願人又は発明者が同一である場合を除きます(24条2項、規則204(b))。

##### 5. 進歩性

発明は、進歩性を有するものでなければなりません(21条)。

出願日又は優先日において先行技術に照らして当業者にとって自明でない発明は、進歩性を有しません(26条1項、規則206(a))。

##### 6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明について2以上の出願がされた場合、特許の権利は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に帰属します(29条)。

##### 7. 不登録事由

不登録事由は、保護対象により規定されています。

#### 〔特許出願〕

##### 1. 概要

###### (1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(32条、規則400)。

- ① 願書
- ② 明細書
- ③ 必要な図面
- ④ 1以上のクレーム（明細書の最後部に記載する）
- ⑤ 要約
- ⑥ 優先権を主張する場合は、優先権主張の詳細（出願日、出願番号、及び出願国）
- ⑦ 署名した委任状（公証は不要）

## （2）出願言語

出願書類は、フィリピン語又は英語で記載しなければなりません(32条、規則400)。

## 2. 主たる出願書類の内容

### （1）明細書

出願の明細書は、以下の規定を満たさなければなりません(規則407)。

- ① 発明の関連する技術分野を特定すること。
- ② 出願人の知る限りで、当該発明を理解し、調査報告を作成し、審査するために有用であると思われる背景技術を示さねばならない。好ましくはかかる技術を反映した文書を引用する。
- ③ クレームされる発明を、その技術的課題（明示的に記載しない場合でも）及び解決手段が理解できるよう開示し、背景技術に照らして発明が奏する効果を記載すること。
- ④ 図面中の参照符号がある場合には、当該参照符号につき簡単に説明すること。
- ⑤ 図面がある場合には、当該図面につき簡単に説明し、発明の詳細な説明の中で、参照符号及び参照番号（好ましくは参照番号）を用いて、図面に示される種々の部分に言及すること。
- ⑥ 適当と思われる場合は、図面を参照して、クレームされる発明を実施する少なくとも一つの方法を詳細に説明すること。
- ⑦ 発明の性質又は説明から明らかにならない場合、当該発明が産業的に利用できる方法を明示すること。

### （2）クレーム

- ① 独立クレームと従属クレーム

保護が求められる事項を規定する単一のクレームで本主題をカバーすることが適切でない場合には、同一カテゴリー（物、方法、装置又は用途）の1以上の独立クレームを含めることができます。

#### ② 従属形式の制限

従属クレームとしては、択一的従属クレームのみならず、多数項従属クレームを含めることもできます。ただし、多数項－多数項従属クレームは認められません(規則 415(c))。

#### ③ クレームの数

1つの出願に含めることができるクレームの数には制限はありません。ただし、出願時に独立クレームが5つを超える場合や、出願時に多数項従属項又は択一的従属クレームが5つを超える場合には、追加手数料の支払いが必要です。また、出願日後に追加のクレームが5つを超えた場合にも、追加手数料の支払いが必要です。

#### (3) 必要な図面

図面には、クレームに包含される全ての特徴を示さねばならず、図面には連続番号を付さねばなりません(規則 413(a))。

### 3. 単一性

出願は一つの発明又は単一の包括的発明概念を形成する一群の発明についてのみ行わなければなりません(38条1項)。

#### 〔特殊な出願〕

##### 1. 分割出願

単一の包括的発明概念を形成しない複数の独立した発明が1つの出願において請求されている場合は、局長による限定要求に基づいて、あるいは自発的に、分割出願を行うことができます(38条2項、規則 604(b)、規則 611)。

##### 2. 変更出願

特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、あるいは実用新案登録出願を特許出願に変更することができます(110条、規則 914)。

##### 3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

##### 4. 外国語書面出願

外国語書面出願は規定されていません。

## 5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

## 6. 秘密特許

秘密特許は規定されていません。

ただし、知的財産庁の長官は、発明を公開することがフィリピンの国家の安全又は利益を害することになる可能性がある場合には、通商産業大臣の承認を得ることを条件に、出願の公開を禁止又は制限することができます(44条3項、規則800(f))。

### 〔出願審査〕

#### 1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

#### 2. 方式審査

出願日の認定要件、及び出願日の認定要件以外の方式要件が審査されます。

#### 3. 審査請求

公開日から6か月以内に、審査請求書を提出しなければなりません(48条、規則803)。

#### 4. 先行技術文献の提出

方式審査及び実体審査の間、出願人は、先行技術文献及び外国での審査結果を自発的に提出することができます。また、審査官は、実体審査の間、拒絶理由通知によって、先行技術文献又は外国での審査結果を所定期間内に提出するよう求めることができます(39条、規則612)。

#### 5. 実体審査

審査官が、文書の提出を求めるか、又は拒絶理由を示した拒絶理由通知を発行した場合、出願人は、これら文書や拒絶理由通知の送付日から60日間の応答期限を与えられます。

審査官は、拒絶理由通知に対して出願人が応答したにもかかわらず、依然として当該出願の特許性に疑義を抱いている場合には、特許の拒絶を再度表明することができます。

審査官が出願人の応答内容に納得し、又は出願が特許可能となるように補正された場合、必要手数料の納付後、当該特許は電子公報への掲載を許され、その後特許証が発行されます。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

1. 最終拒絶に対する不服申し立て

特許出願に対して最終拒絶通知が発行された場合、出願人は、知的財産庁の特許局長に不服申立をすることができます(51条。規則1302)。

2. 裁判所への抗告

長官による最終的決定に対しては、通常抗告を上訴裁判所に対して行うことができます(規則1311)。

上訴裁判所での不利な決定に対しては、最高裁判所に上訴することができます。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

知的財産法(法律第10372号により改正された法律第8293号)(2013年2月28日公布)(2013年3月22日施行)

実体審査手続便覧

発明規則(2008年改正)

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(齊藤達也編著、発明協会、2009年11月)